

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年7月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900008号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900036号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年10月1日から昭和62年8月31日まで  
② 平成5年10月1日から平成7年9月30日まで

A社に勤務していた請求期間①の標準報酬月額が給与額に比べ低額に記録されている。また、B社に勤務していた請求期間②の標準報酬月額の記録が給与額に比べ低額に書き換えられている。調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A社における当該期間の給与額は20万円から150万円までであったと主張し、当該期間の標準報酬月額が給与額に比べて低額に記録されていることから、給与額に見合う標準報酬月額に訂正するよう求めているが、オンライン記録によると、214か月である請求期間のうち、178か月の標準報酬月額は既に当時の最高等級で記録されていることが確認できる。

また、請求期間①について、請求者は、給与明細書等の資料はないと回答している上、A社の元事業主としても、賃金台帳等の資料はなく、おそらく同社清算時に処分していると回答していることから、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間①においてA社における厚生年金保険被保険者期間を有する複数の者に照会したが、請求者の主張を裏付ける具体的な回答を得ることができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、請求期間①における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控

除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、B社から30万円の給与の支給を受け、当該30万円に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていた旨主張している。

しかしながら、B社の実質的な事業主であったとする請求者から提出された請求期間②に係る現金出納帳、勘定元帳（給料）及び勘定元帳（預り金）によると、請求者は、請求期間②において、後述するオンライン記録の減額処理前の標準報酬月額20万円に相当する給与が支給され、当該標準報酬月額にほぼ見合う保険料が預り金として記載されていることは認められるものの、請求者の主張する30万円の給与が支給され、30万円に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

一方、オンライン記録によると、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額は、当初、平成5年10月から平成7年8月までは20万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年9月30日）の後の同年10月17日付けで、遡って、平成5年10月から平成6年10月までは8万円に、同年11月から平成7年8月までは9万2,000円に減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、請求期間②について、請求者は、B社における実質的な事業主である旨回答及び陳述しており、請求期間②当時の同社の事業主であり代表取締役である請求者の長男もその旨回答している。

また、請求者は、社会保険事務所（当時）から、支払が遅延している社会保険料を速やかに納付すること、及び厚生年金保険の適用事業所をやめることを命令された旨主張しているところ、上記の遡及減額処理が行われた当時、B社において厚生年金保険料の滞納があり、自身が同社に係る事業所印及び事業主印を管理し、社会保険業務に権限を有していた旨回答していることから、請求者は同社における実質的な事業主として、請求期間②に係る自らの標準報酬月額の減額に関与したものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、B社の実質的な事業主であり、社会保険業務に権限を有する者として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。